津 市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

# 津市・久居市・河芸町・芸濃町 美里村・安濃町・香良洲町 一志町・白山町・美杉村

# ░合併協議会だより 第30号

平成17年11月1日 ●津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



「津市の夢~未来の絵」最優秀賞作品

## 「津市の夢〜未来の絵」にご応募ありがとうございました

合併PR事業の一環として、新市の将来を担う 小学生を対象に新「津市」の将来に対する夢や新 しいまちに対するイメージの絵の募集を行い、た

くさんの素晴らしい作品をご応募いただきました。 審査の結果、最優秀賞、優秀賞、入選作品が決ま りました。(関連記事は12頁)

## 目 次

- 「津市の夢~未来の絵」にご応募あり がとうございました
- 2 第42回津地区合併協議会での議事

4

住所表示変更に伴う主な手続き(国、 その他および県関係)

11

「津市の夢~未来の絵」の入賞者 新「津市」観光情報

12 最近の動き 津地区合併協議会委員 協議会の開催予定 構成市町村の人口

# 第42回津地区合併協議会での議事

9月30日、芸濃町総合文化センター町民ホールで第 42回合併協議会が開催されました。

報告事項では、財務部会、財産管理部会および産業 労働部会の事務事業詳細調整結果が報告され、すべて 承認されました。

協議事項では、一部事務組合の取扱い、新市の組織 における分掌事務及び専決権限、公の施設の管理運営 方針について協議しました。

また、新市の設置選挙、新「津市」市章デザインの 優秀作品5点、合併PR事業として東京で開催される イベントへの参加などが報告されました。

議事の内容は次のとおりです。

### ◆報告事項◆

議題 結 果

- ①財務部会の事務事業詳細調整について ①原案承認 (その2)
- ②財産管理部会の事務事業詳細調整につ ②原案承認 いて (その2)
- ③産業労働部会の事務事業詳細調整につ ③原案承認 いて(その2)

### 議題

権限について

◆協議事項◆

①一部事務組合の取扱いについて(三重

結 果 ①原案確認

- 県市町村職員退職手当組合) ②新市の組織における分掌事務及び専決
  - ②原案確認
- ③新市における公の施設の管理運営方針 ③原案確認 について
- ④福祉保健部会の事務事業詳細調整の協 ④原案確認 議について(その3)



### 一部事務組合の取扱い(三重 県市町村職員退職手当組合)

三重県市町村職員退職手当組合の 取扱いについては、第27回合併協議 会で合併の前日をもって一部事務組 合から脱退し、新市において当該組 合に加入するかどうか合併までに検 討することが既に確認されています。

当該組合への加入について協議し た結果、現在三重県市町村職員退職 手当組合に加入している団体(一部 事務組合などを含む。)の一般職の職 員は、新市において合併の日に組合 に加入することとし、新市のそれ以 外の一般職の職員および特別職の職 員は、新市において当該組合に加入 するかどうかを検討することが確認 されました。

### 新市の組織における分掌事務 および専決権限

第40回協議会で確認された津市行 政組織機構の内容に基づき、新市の 組織における分掌事務と専決権限に ついて協議をし、提案どおりの内容

で確認されました。(詳細はホーム ページなどでご覧いただけます。)

#### 新市の公の施設の管理運営方針

新市の公の施設の管理運営方針に ついては、住民サービスの向上と行 政コストの削減を図ることを目的と して公の施設の管理に指定管理者制 度が導入されたことを踏まえ、第34 回合併協議会で市町村合併を踏まえ た指定管理者制度への移行に係る基 本的な考え方などが既に示されてい ます。

この基本的な考え方に基づき、基 本方針、施設ごとの管理運営方針、 指定管理者制度への移行および指定 管理者導入方針、合併後の管理方法 の見直し、今後のスケジュールが確 認されました。(詳細はホームペー ジなどでご覧いただけます。)



### 福祉保健部会の事務事業詳細 調整結果(その3)

【重度心身障害者タクシー料金助成 事業、身体障害者自動車燃料費助成 事業、人口透析患者通院手当(統一 時期は平成18年4月1日)】

第40回合併協議会で継続協議とな っていた重度心身障害者タクシー料 金助成事業、身体障害者自動車燃料 費助成事業、人口透析患者通院手当 の事務事業詳細調整については、次 のとおり再提案され、確認されまし た。

### 1. 目的

身体障害者等交通支援サービス事 業として、身体障害者等に対し通院・ 通学などに要する費用の一部を助成 することにより、身体障害者などの 生活の安定、福祉の増進を図る。

#### 2. 基本条件

新市内に住所を有し、通院通学な どのため、タクシー、自家用車、公 共交通機関を月1回以上利用してい る者で、本人所得税非課税の者とす る。

ただし、障害児については、保護 者が所得税非課税の者とする。

なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しない。

### 3. 助成対象者

以下に該当する者

(1)身体障害者福祉法施行規則の 別表第5号に規定する1級および2 級に該当する者

- (2) 児童福祉法第12条に規定する 児童相談所、または、知的障害者福 祉法第12条に規定する知的障害者更 生相談所などの判定した最重度、重 度に該当する者
- (3)精神保健福祉法第45条、精神 保健および精神障害者福祉に関する 法律施行規則に規定する1級および 2級に該当する者

#### 4. 助成額

- (1)月1回の場合、月額1,000円
- (2)月2回の場合、月額2,000円
- (3)月3回の場合、月額3,000円
- (4)月4回以上の場合、月額4,000円



### 新市の設置選挙(津市長選挙・津 市議会議員選挙)

平成18年1月1日の合併に伴う 津市長および津市議会議員選挙の 選挙期日が、合併関係市町村の選 挙管理委員会委員の協議により、 次のとおり内定したことが合併協 議会で報告されました。 なお、正式には平成18年1月1日 に開催予定の暫定選挙管理委員会 (構成市町村の選挙管理委員40人 の互選により選出される4人の委 員で構成)で決定される予定です。 【選挙期日】

告示日 平成18年1月29日(日) 投票日 平成18年2月5日(日)



# 津地区合併協議会特別職 報酬等検討委員会の開催

新市の議会議員の報酬額ならびに 市長、助役および収入役の給料の額 などを検討するために特別職報酬等 検討委員会を設置することが第41回 合併協議会で承認されましたが、そ の後3回に渡り検討委員会が開催さ れました。

検討委員会で検討の結果、委員会から提出された報酬などの額に係る 提言書を踏まえ、その取扱いが合併協議会に提案され、協議されます。

第1回から第3回の会議内容は次のとおりです。

【第1回検討委員会(9月29日開催)】 第1回検討委員会では、委員の委 嘱式が行われ、協議会会長から委員 のみなさんに委嘱状が手渡され、報 酬額などの審議依頼がありました。



次に、委員会の設置要綱の規定により、委員の中から、委員長に別所 千万男氏、副委員長に岩脇文郎氏が 選出され、委員長の議事進行により、 事務局から構成市町村の現況や全国 の類似都市などの状況説明が資料に 基づき行われました。



【第2回検討委員会(10月4日開催)】 第2回検討委員会では、委員から 報酬および給料額などについての意

見交換が活発に行われました。

【第3回検討委員会(10月11日開催)】

第3回検討委員会では、これまで 慎重に審議検討した結果を踏まえ、 新市の議会議員の報酬や費用弁償の 額、また、市長、助役、収入役など の給料額、期末手当の支給月数など がまとめられた提言書が審議の経過 と併せて、委員長から協議会会長に 提出されました。



提言者の提出

※委員会の詳しい内容はホームページなどでご覧いただけます。 津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会委員名簿

	氏 名	所属団体、役職など	区分
委員長	別所 千万男	津安芸農業協同組合代表理事組合長	産業界
副委員長	岩脇 文郎	白山町自治会連合会長	学識経験者
委 員	石井 三好	元三重県議会議長	学識経験者
委 員	片岡 真郁	三重中央農業協同組合代表理事組合長	産業界
委 員	篠木 幸一	河芸町商工会長	産業界
委 員	西出 博	津地区同盟議長	労働界
委 員	前川 光子	久居市婦人会連合会会長	学識経験者
委 員	増井 政士	安濃町商工会長	産業界
委 員	村上 和美	中勢地区労センター議長	労働界
委 員	山口 修	津商工会議所専務理事	産業界
委 員	山下 弘志	一志町商工会長	産業界

※敬称略、50音順(委員長、副委員長を除く)

# 住所表示変更に伴う主な手続き(国、その他および県関係)

合併に伴う住所表示の変更により、国、県、市役所 および町村役場に住所変更手続きが必要となる場合が あります。今月号は国、県などへの主な手続きをお知 らせします。 下記一覧表をご覧いただき、必要な人は平成18年1月4日以降、手続きを行ってください。

次号は市役所および町村役場への主な手続きをお 知らせします。

### 【国、その他関係】

** D	=+ \\\ +		45 BB 1 5 A 4 11 44	
項目	該当者	要·不要	手続きの方法	お問い合わせ先
不動産 (土地・建 物)登記簿の所在		不 要	所在変更の手続きは必要ありません。 登記官の職権により、新所在名への変更 を順次行います。	
不動産所有者、抵 当権者、仮登記権 利者等(土地登記 簿、建物登記簿等 の住所)	土地登記簿、建物 登記簿等に旧市町 村の住所で登記さ れている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更登記を希望する人は、新市で発 行する変更証明書を添付して登記するこ とができます。 なお、この場合の登録免許税は非課税 です。	
会社、法人の本店(主たる事務所)、または、支店(従たる事務所)の所在および役員の住所	旧市町村に本店 (主たる事務所)、 または、支店 (従たる事務所) を有する会社等 およびその代表者	不 要	所在変更、住所変更の手続きは必要ありません。 (商業登記法第26条等の規定により、新所在名への変更があったものとみなされます。) 津地方法務局登記部門で管轄する会社、 法人の本店(主たる事務所)および所在名への変更を行います。 (従たる事務所)ならびに役員の住所について、登記官の職権により新所在名への変更を行います。 ただし、津地方法務局登記部門管轄がいて、登記官の職権により新所在名への変更を行います。 ただし、津地方法務局登記部門管轄が応で本店・支店あるいる場合は、必要での管轄法務局に対して、新所在名への修正の申出をして、新所在名への修正の申出をして、対けている。 は、この場合は登録免許税は非課税です。	◆津地方法務局登記部門 津市丸之内26-8 津合同庁舎 ☎228-4372
労働安全衛生法に 規定する免許証	左記の免許証の交付を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆三重労働局安全衛生課 津市島崎町327-2 ☎226-2107 ◆津労働基準監督署 津市島崎町327-2 ☎227-1281
労働安全衛生法に 規定する技能講習 修了証	左記の技能講習修 了証の交付を受け ている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆技能講習修了証を発行し た登録教習機関
国民年金被保険者 および国民年金・ 厚生年金の受給権 者の住所	左記の年金を受給されている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆津社会保険事務所 津市桜橋3-446-33 ☎228-9188(国民年金被 保険者) ☎228-9114(年金受給権 者)
国民年金基金加入 員および受給権者 の住所	左記基金加入員および受給権者	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆三重県国民年金基金 津市広明町112-5 第3いけだビル5階 ☎229-1284
自動車検査証(軽 自動車)	軽自動車(四輪)の使用者・所有者	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望される人は、新 市で発行する住所変更の証明書等を添付 のうえ、手続きを行ってください。	◆軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町1190-10 ☎234-8431

項目	該当者	手続きの方法など		お問い合わせ先	
<b>供</b> 日	該当有	要·不要	手続きの方法	30미V · 日 12 년 기	
軽自動車の届出済 証	二輪の軽自動車 (排気量126cc〜 250cc)の使用者・ 所有者	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡および廃車をされる際は、	◆中部運輸局三重運輸支局 登録部門	
自動車検査証(普通自動車および小型二輪自動車)	普通自動車および 小型二輪自動車 (排気量251cc〜) の使用者・所有者	不 要	新市で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ、手続きを行ってください。	津市雲出長常町1190-9 <b>雷</b> 234-8416	
郵便関係	郵便物関係	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 郵便物のあて先は旧住所でも配達され ますが、差出人に機会をとらえて、新住 所をお知らせください。	◆津中央郵便局 津市中央 1 - 1 ☎226-0330	
郵便貯金通帳、簡易保険証書、郵便 貯金キャッシュ カード	左記の通帳等をお 持ちの人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆最寄りの郵便局	
預金通帳、定期預 金証書、キャッシ ュカード等	預金者等	が、個々(	こは、住所変更の手続きは必要ありません の手続きについては、それぞれの金融機関 てください。	◆それぞれの金融機関	
クレジットカード	左記のカードをお 持ちの人		も対応が異なりますので、詳細については、 の取扱い窓口へ確認してください。	◆それぞれの金融機関およびクレジット会社	
有価証券、生命保 険証書	左記の証券をお持 ちの人および左記 の証書の加入者		も対応が異なりますので、詳細については、 の取扱い窓口へ確認してください。	◆各規約に定める窓口	

### ※法務局からのお知らせとお願い

市町村合併に伴う類似商号の調査について

類似商号禁止の規定(商業登記法第27条)により、同一市内において類似商号を登記することができないことから、市町村合併後に新「津市」での会社設立、本店移転、商号変更、目的変更の登記を予定されている人は、現「津市」、「久居市」、「河芸町」、「美盟町」、「美里村」、「安濃町」、「香良洲町」、「一志町」、「白山町」、「美杉村」の地域について類似商号の有無の調査を行ってください。なお、市町村合併前に存在する会社には、類似商号禁止の規定は適用されません。ご不明な点は、法務局窓口でお問い合わせください。

【県関係】※平成18年4月1日から、県組織機構の改正(予定)により「お問い合わせ先」欄の所属名称などが変更される場合があります。

項目	該当者		手続きの方法など	た問い合わせた
		要·不要	手続きの方法	お問い合わせ先
火薬に関する許可	火薬類取締法に基 づく製造および販 売、輸入に関する 許可を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	◆防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 県庁 5 階 津市広明町13 ☎224-2183
	上記以外の許可を 受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	· <b>◆</b> 津地方県民局
液化石油ガスの販売等に関する許可・ 届出	液化石油ガスの保 安の確正化に対して 明の適性に基づきたる 一点は登録して 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に 一点に	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	企画調整部 地域計画・防災室 県津庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5013、5014
高圧ガスの製造、 販売に関する許可・ 届出	高圧ガス保安法に 基づき製造等の許 可を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	◆防災危機管理局 消防・保安室 予防・保安グループ 県庁 5 階 津市広明町13 ☎224-2183 ◆津地方県民局 企画調整部 地域計画・防災室 県津庁舎 2 階 津市桜橋 3 丁目446-34 ☎223-5013、5014

項 目 該当者 手続きの方法など エスはよのかは		お問い合わせ先		
項 目 ————————————————————————————————————		要·不要	手続きの方法	の回い口ひせた
県税の登録	納税義務者等	不 要	県税事務所において住所および所在地 等の住所表示を変更するため、変更手続 きは必要はありません。	◆津地方県民局 県税部 (津総合県税事務所) 課税1グループ 県津庁舎1階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5025、5026
免税軽油使用者証	免税軽油使用者証 の交付を受けてい る人	不 要	使用者証の記載事項(住所および所在地)の変更につきましては、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。	◆津地方県民局 県税部 (津総合県税事務所) 課税1グループ 軽油担当 県津庁舎1階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5026
旅券(パスポート)	旅券 (パスポート) を持っている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住 所等をご自身で訂正してください。ただ し、他のページに書き込みをすると旅券 (パスポート) が無効となりますのでご 注意ください。	◆県旅券センター アスト津3階 津市羽所町700 ☎222-5980
	旅券 (パスポート) の申請をする人	要	申請時に提出する戸籍謄(抄)本については、身分事項に変更がなければ、発 行後6か月間は使用できます。	
宗教法人の事務所 の所在地	旧市町村に事務所を有する宗教法人	不 要	事務所の所在地変更の手続きは必要ありません。 ただし、法人において規則の変更を行ってください。	◆生活部 文化振興室 文化振興グループ 県庁8階 津市広明町13 ☎224-2176
特定非営利法人 (NPO法人)の 事務所の所在地	旧市町村に事務所 を有する特定非営 利活動法人 (NPO法人)	不 要	定款変更に関して、事務所の所在地変 更の手続きは必要ありません。	◆生活部 NPO室 アスト津3階 津市羽所町700 ☎222-5981
建築物清掃業等	登録を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に併せて手続きを行います。	
特定建築物の届出プール設置届	届出を行っている 人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	
産業廃棄物処理業 等許可	許可を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に併せて手続きを行います。	
一般廃棄物、また は、産業廃棄物処 理施設設置許可	許可を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	
廃棄物再生事業者 登録	登録を受けている 人	不 要	圧/月及文の子/机される安切りよせ/0。	
専用水道・小規模 水道確認	確認を受けている 人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	◆津地方県民局 生活環境森林部
第1種フロン類回 収業者登録	登録を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	生荷泉境森林部 生活環境室 環境グループ
自動車リサイクル 法に基づく許可	許可・登録を受け ている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に併せて手続きを行います。	県津庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34
水大騒規シ置おっている。大大騒視シ間のでは、大大大ないでは、大大ないないでは、大大ないでは、大いないでは、大大ないでは、大いないかないでは、大いないでは、大いないは、大いないは、大いないは、大いないは、はいは、大いないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないはないは、ないは、ないは、ないはないは、ないはないは、ないはないは、ないはないは、ないはないはないは、ないはないは、ないは、	届出を行っている人	不 要	住所変更の届出は必要ありません。	<b>☎</b> 223−5083
温泉法温泉利用許可	許可を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	

TG 口	=± \u24		手続きの方法など	た問い合わせた		
項目	該当者	要·不要	手続きの方法	お問い合わせ先		
狩猟免状	狩猟免状の交付を 受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 狩猟免許の更新時に住所表記を変更し ます。	◆津地方県民局 生活環境森林部 森林・林業室 森林保全グループ 県津庁舎2階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5085		
恩給(旧軍人) 受給者住所	恩給受給者	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆健康福祉部 生活保障室 接護・保護グループ 県庁4階 津市広明町13 ☎224-2286		
障害者支援費制度 指定事業所	指定を受けている 事業所	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更申請時に併せて手続きを行いま す。	◆津地方県民局 保健福祉部 総務企画室 企画市町村支援グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5113		
被爆者健康手帳 (被爆者健康診断 受診者証を含む)	手帳を持っている 人	不 要				
結核医療費公費負 担申請	結核患者と診断さ れた人	不 要				
結核指定医療機関	指定を受けている 機関	不 要		◆津地方県民局 保健福祉部		
病院、診療所、助 産所開設届 あん摩マッサージ、 指圧師、はり師、き ゅう師、柔道整復所	届出機関	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	保健衛生室 健康増進グループ 県津庁舎 5 階 津市桜橋 3 丁目446-34 ☎223-5184		
等施術所開設届 歯科技工所開設届						
特定疾患治療研究事業医療受給者証	受給者証を持って いる人	不 要				
精神障害者通院医療 費公費負担患者票	患者票を持ってい る人	不 要		◆津地方県民局		
小児慢性特定疾患 医療受診券	受給者証を持って		住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを	保健福祉部 保健衛生室 地域保健グループ		
育成医療受診券	以る人	不 要	安利時で変更申請時に折せて子続さを 行います。	県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34		
養育医療受診券				<b>☎</b> 223−5057, 5051		
介護保険指定事業者	指定を受けている 事業所	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更申請時に併せて手続きを行いま す。	◆津地方県民局 保健福祉部 福祉相談室 福祉グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5058		
食品衛生法・と蓄場法・ 食鳥処理法に係る許可 化製場法に係る許可 危険な動物に係る 許可 旅館営業・公衆浴場営 業・興行場営業許可	許可を受けている	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 衛生指導グループ 県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5112		

項目	該当者	# <b>7</b> #	手続きの方法など	お問い合わせ先	
墓地、埋葬等に関		要·不要	手続きの方法		
する許可					
薬局開設許可	- サーブナ 切りにつり、フ				
医薬品販売業許可	許可を受けている 人	不 要			
医薬品・医薬部外 品・化粧品・医療					
用具の製造・輸入販売・修理業許可					
動物取扱業に係る					
国出					
理容所開設・美容 所開設・クリーニ	届出を行っている 人	不 要		<b>◆</b> 津地方県民局	
ング所開設届			<b>分式亦正の毛体をはり悪をりませ</b> )	保健福祉部	
医療用具販売業・ 賃貸業届出			住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを	保健衛生室 衛生指導グループ	
調理師免許			行います。	県津庁舎5階 津市桜橋3丁目446-34	
製菓衛生師免許				<b>2</b> 223-5112	
クリーニング師免 許	免許証を持ってい る人	不 要			
麻薬施用者等の免					
許 覚醒剤原料取扱者	指定を受けている	不要			
の指定 配置従事者の身分	人 身分証を持ってい				
証 毒物劇物販売業登	る人	不 要			
母初劇初販元未登録	登録を行っている	不要			
毒劇物製造・輸入 業登録	人	个 安			
JAS法および食 品衛生法に基づく 食品表示	食品等製造・加工業者	要	食品等の表示の製造事業者等の「住 所」を速やかに変更する必要がありま す。	◆農水商工部 農水産物安全室 食品表示・市場グループ 県庁 6 階 津市広明町13 ☎224-2497 ◆津地方県民局 保健福祉部 保健衛生室 食の安全・安心監視グループ 県津庁舎 5 階 津市桜橋 3 丁目446-34 ☎223-5181	
旅行業および旅行 業代理業			付	◆津地方県民局 農水商工部	
貸金業	登録を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	総務・商工室 商工グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5107	
肥料取締法に基づ く届出				◆農水商工部 農水産物安全室 農薬・肥料グループ 県庁 6 階	
農薬取締法に基づ く販売者の届出	届出を行っている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	津市広明町13 ☎224-2543 ◆津地方県民局 農水商工部 農政・普及室 農政グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5104	

15 B	=> 1 ± 1 ± 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =		 手続きの方法など	か問い合わせ生
項目	該当者	要·不要	手続きの方法	お問い合わせ先
漁船登録	登録を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆津地方県民局 農水商工部 水産室
漁業免許	免許を受けている 人	不 要	更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	漁政グループ 県津庁舎3階 津市桜橋3丁目446-34
漁業許可	許可を受けている 人	不 要		<b>☎</b> 223-5128
計量証明事業登録				
特定計量器製造 (修理、販売)事業 届出	登録等を受けている人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	◆計量検定所 津市桜橋 3 丁目446-34 ☎223-5071
適正計量管理事業 所の指定			11(10,5)	
建設工事入札参加資格者名簿登録	建設工事入札参加 資格者名簿に登録 している人	原則要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。 ただし、新たな地名が新設されるなど 大幅な変更があった場合は、変更届の提 出が必要となります。 なお、手続きは、津建設部に申請した 人は外居建設部で、久居建設部に申請した 人は久居建設部で行ってください。	◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5200 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-5588
建設業許可	建設業の許可を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した 人は津建設部で、久居建設部に申請した 人は久居建設部で行ってください。	(大臣許可) ◆国土交通部屋 中部整備局理大変部屋合同年期 全市 全面 中区三の丸 2 下 1
解体工事業登録	解体工事業の登録を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した 人は津建設部で、久居建設部に申請した 人は久居建設部で行ってください。	◆津地方県民局 津建設部 総務・管理室 総務グループ 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5200 ◆津地方県民局 久居建設部 総務・管理室 総務グループ 県久居庁舎3階 久居市明神町2501-1 ☎255-5588

項目	= <del>7.</del> 17. <del>17.</del>		 手続きの方法など	お問い合わせ先
- 現 日	該当者	要·不要	手続きの方法	の向い合わせ元
道路占用許可(国 道・県道)	道路の占用許可を 受けている人	不 要		
河川占用許可(国・ 県管理の河川)	河川の占用許可を 受けている人	不 要		◆津地方県民局
砂防指定地内行為 許可	砂防指定地内の行 為許可を受けてい る人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	津建設部 総務・管理室 管理グループ
地すべり防止区域 内行為許可	地すべり防止区域 内の行為許可を受 けている人	不 要	更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。 なお、手続きは、津建設部に申請した 人は津建設部で、久居建設部に申請した	県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5203 ◆津地方県民局 久居建設部
急傾斜地崩壊危険 区域内行為許可	急傾斜地崩壊危険 区域内の行為許可 を受けている人	不 要	人は久居建設部で行ってください。	<ul><li></li></ul>
港湾施設使用許可	港湾施設使用許可を受けている人	不 要		
宅地建物取引業免 許証および宅地建 物取引主任者証	免許証および主任 者証の交付を受け ている人	原 則 不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。 ただし、新たな地名が新設されるなど 大幅な変更があった場合は、変更届の提 出が必要となります。	◆県土整備部 建築開発室 宅建業・屋外広告物 グループ 県庁4階 津市広明町13 ☎224-2708
建築士事務所登録 2級・木造建築士 免許	建築士事務所登録、 2級・木造建築士 免許登録を受けて いる人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを 行います。	◆津地方県民局 津建設部 建築開発室 県津庁舎4階 津市桜橋3丁目446-34 ☎223-5213
物件関係入札参加 資格者名簿登録	物件関係入札参加 資格者名簿に登録 している人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。	◆出納局 出納総務室 契約調整グループ 県庁1階 津市広明町13 ☎224-2772
動物医薬品販売許可	許可を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを	◆中央家畜保健衛生所 津市一身田上津部田 1742-1
飼育動物の診療施 設の開設届	届けを行っている 人	不 要	行います。	<b>☎</b> 246−8611
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている人	不 要	免許証の記載事項(本籍および住所)の変更は、更新時に行いますので、手続きは必要ありません。ただし、更新時までに記載事項の変更を希望される人は、合併後、手続きを行ってください。 なお、手続きをされる場合は、手続きの内容によっては対応できる部署が決まっていますので、事前に右記の機関にお問い合わせください。	◆県運転免許センター 津市大字垂水2566 ☎229-1212 ◆津警察署 交通第一課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆ 久居警察署 交通課 久居市中町177-1 ☎254-0110

項目	■ 本 <del>  *</del>		手続きの方法など	た問い合わせ生
項目	該当者	要·不要	手続きの方法	お問い合わせ先
日動車保管場所証明証 保管場所 標章番号 道路 使用 前面 通行禁止 通行 計画 通行禁止標章 通行禁止 標章 上降外指定車標章 駐車標章 財政外 指定車標	左記の許可証等の交付を受けている人	要·不要 要	手続きの方法 住所変更の手続きは必要ありません。 なお、問い合わせ先は、交付を受けて いる警察署になります。	◆津警察署 交通第一課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆外居警察署 交通課 外居市中町177-1 ☎254-0110
緊急通行車両等事 前届出済証				
猟銃・空気銃所持 許可証	- 左記の許可証等の		住所変更の手続きは必要ありません。 更新、または、検査時に手続きを行い	
刀剣類所持許可証 人名救助等に従事 する者の届出済証 明書	交付を受けている	不 要	ます。 なお、問い合わせ先は、交付を受けて いる警察署になります。	
風俗営業許可証お よび特例風俗営業 者認定証 古物営業許可証お よび古物市場主の 許可証 質屋営業許可証	左記の許可証等の 交付を受けている 人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 変更を希望される人は、手続きを行っ てください。この場合の手数料は不要で す。 なお、問い合わせ先は、交付を受けて いる警察署になります。	◆津警察署 生活安全課 津市丸之内22-1 ☎213-0110 ◆久居警察署 生活安全課
警備業認定証	警備業認定証の交付を受けている人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に手続きを行います。 なお、問い合わせ先は、交付を受けて いる警察署になります。	久居市中町177-1 ☎254-0110
警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理 者資格者証 警備員に係る検定 合格証	左記の資格者証等 の交付を受けてい る人	不 要	住所変更等の手続きは必要ありません。 変更を希望される人は、手続きを行っ てください。この場合の手数料は不要で す。 なお、問い合わせ先は、交付を受けて いる警察署になります。	

### 「津市の夢~未来の絵」の入賞者

合併PR事業の一環として、小学生を対象に募集を 行いました「津市の夢~未来の絵」への応募作品の中 から、厳正な審査の結果、次のみなさんが入賞されま した。おめでとうございます。

なお、ご応募いただいた作品は構成市町村内で展示 しますので、ぜひご覧ください。

#### 【最優秀賞1点】

闇雲 香さん (津市:西が丘小学校)

### 【優秀賞4点】

藤本 渉吾さん(芸濃町:雲林院小学校) 宇佐美 彩香さん(久居市:立成小学校) 阪野 源さん(久居市:立成小学校) 松浦 史弥さん(白山町:川口小学校) 【入選10点】

野呂 朋世さん(芸濃町:雲林院小学校) 若林 慧美里さん(久居市:立成小学校) 内田 真帆さん(久居市:立成小学校) 奥出 浩平さん(久居市:立成小学校) 検梗谷 梨那さん(久居市:立成小学校) 鈴木 彩純さん(久居市:立成小学校) 竹株 真帆さん(久居市:立成小学校) 田中 麻友さん(久居市:立成小学校) 中筋 京香さん(久居市:立成小学校) 前田 遼さん(久居市:立成小学校)



あなたも足を運んで みませんか



11月の新「津市」観光情報をお届けします。 ぜひ参加ください。

市町村名	日 時	行事名・開催場所
津市	11月3日 (木)	高虎楽座(フェニックス
114	午前10時~	通り周辺)
	11月3日(木)	津市農林水産まつり(丸
	午前10時~	之内商店街前)
	11月3日(木)	きらめきフェスタ(津市
	午後5時~	まん中広場内)
<b>走</b> 2世 田子	11月13日 (日)	安濃ふれあい秋まつり
安濃町	午前9時~	(安濃中央公園)
.—————————————————————————————————————	11月13日 (日)	一志ふれあいまつり(一
一志町	午前8時30分~	志町中央公民館ほか)

◆お問い合わせ先・・・高虎楽座、きらめきフェスタは 津市商業活性化室(☎229-3169)、津市農林水産まつりは 津市農林水産課(☎229-3172)、安濃町企画商工課(☎268-5512)、一志ふれあい実行委員会(☎293-3005)

# 最近の動き

10月2日 久居まつりで啓発活動を実施

4日 第2回特別職報酬等検討委員会

9日 津まつりで啓発活動を実施

11日 第3回特別職報酬等検討委員会

21日 第43回津地区合併協議会を開催

23日 白山町ふれ愛フェスタで啓発活動を実施

11月1日 合併協議会だより第30号を発行

### 津地区合併協議会委員

一志町で町長選挙が行われた結果、協議会委員は下記のとおりとなりました。

市町村名	役	職		氏	名	I
一志町	町	長	前	山	禮	三

# 協議会の開催予定

### ●第44回津地区合併協議会

と き 11月17日(木)、午後1時30分~

ところ 津センターパレス 5階 津市センター パレスホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は事前に事務局へご確認ください。

### 構成市町村の人口 292,626人

津 市	165,810人	安濃町	11,425人
久居市	42,525人	香良洲町	5,557人
河芸町	18,553人	一志町	15,343人
芸濃町	8,724人	白山町	13,590人
美里村	4,229人	美杉村	6,870人
- National American Company			

平成17年9月1日現在の人口(外国人を含む)。

# 編集/発行

## 津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号 ☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ http://www.tsu-gappei.jp